

# グランパスオフィシャルカード会員特約は以下のとおり改定しております。

## —グランパスオフィシャルカード会員特約—

### 第1条（本特約に定めるカード）

本特約に定めるクレジットカードは、株式会社名古屋グランパスエイト本社内に設置するグランパスファンクラブ事務局（以下「グランパス」という）およびトヨタファイナンス株式会社（以下「当社」という）が提携して発行するグランパスオフィシャルカード（以下「本カード」という）とします。

### 第2条（本カードの会員）

1. 本カードの会員（以下、「会員」という）となるのは、グランパスから所定の手続きによりグランパスファンクラブ会員の資格を付与され、本特約ならびにクレジットカード会員規約およびこれに付帯する諸特約・諸規定（以下これらを総称して「会員規約等」という）を承認の上、入会の申込を行われた方で、グランパスおよび当社（以下これらを総称して「両社」という）が入会を認めた方をいいます。また、本カードにおいては、家族カードの発行を行わないものとし、会員は本人会員のみとします。

2. 前項により両者が入会を認めた場合、グランパスファンクラブ会員証とは別に、クレジットカードを発行するものとします。

### 第3条（本カードのサービス）

1. グランパスは、所定の方法により、会員に対する独自のサービス・特典を提供します。
2. 当社は、本特約および会員規約等の定めるところにより、会員に対し各種のクレジットカードサービスを提供します。

### 第4条（個人情報等の収集・利用・提供等に関する同意）

1. 入会申込者および会員（以下「会員等」という）は、自己の個人情報（会員規約等に定める属性情報、契約情報および取引情報）その他の情報の取扱いに関し、本条に定める内容に同意します。

2. グランパスは、属性情報、契約情報および取引情報を以下の目的の範囲内で収集し、自ら利用するものとします。

[目的] グランパスの取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること。

3. グランパスおよび当社は、以下の目的のために、会員等の個人情報を相互に交換し、これを利用する場合があります。

[目的] グランパスにおいては各種サービスの円滑な提供をするため、当社においては本カードの発行・管理、各種サービスの円滑な提供、会員に対する与信業務（途上与信を含む）および債権管理業務に利用するため。

4. 当社は、本カードの入会申込に対する本カード発行の可否（その理由は除く）および発行後の退会・解約の事実（その理由は除く）について、グランパスに通知します。

5. グランパスは、会員がグランパスファンクラブ会員の資格を喪失した場合、その事実を当社に通知します。

### 第5条（個人情報に関する会員の権利）

会員等は、会員規約等に定めるところに準じて、グランパスに対し以下の請求をすることができます。

①前条に規定する宣伝印刷物の送付・eメールの送信等に対する中止の請求

②グランパスにおいて管理する個人情報の開示・訂正・削除の請求

### 第6条（個人情報に関するお問い合わせ先）

グランパスにおける前条の請求その他のお問い合わせについては下記までお願いします。

[対応部署] グランパスファンクラブ事務局

[住所等] 〒470-0344 豊田市保見町井ノ向57-230 トヨタスポーツセンター内 TE L050-2018-3902

### 第7条（会員資格の喪失）

会員は、会員規約等に定めるほか、会員がグランパスファンクラブ会員の資格を喪失した場合には、会員は本カードの退会手続きをとるものとします。

第8条（本特約に定めのない事項）本特約に定めのない事項については、会員規約等が適用されるものとします。